

地震による家屋の倒壊から命を守る プロジェクト「TOUKAI-O」

問合せ先 建設課都市住宅係 ☎22219

木造住宅の耐震化

大規模地震による家屋の倒壊から命を守るため、木造住宅の耐震化をしましょう

対象

昭和56年5月31日以前に建築（着工）した木造住宅（戸建住宅・長屋・共同住宅）が対象です。耐震診断、補強計画作成、補強工事までのそれぞれの行為で補助金等が受けられます。詳細はお気軽にお問い合わせください。



無料診断

市から派遣する耐震診断補強士が耐震診断を実施します。診断費用は助成により無料です。

補強計画作成

耐震診断の結果、耐震性のない建物についての補強計画作成し、費用の一部を助成します。
【補助金額】
○一般世帯 96,000円
○高齢者（65歳以上）のみの世帯 144,000円

耐震補強工事

補強計画に基づき、耐震補強工事を実施し、費用の一部を助成します。
【補助金額】
○一般世帯 500,000円
○高齢者（65歳以上）のみの世帯 700,000円

ブロック塀の撤去・改善

地震後の津波からすばやく非難するために危険なブロック塀の撤去・改善をしましょう

対象

撤去：地震発生時における倒壊、または転倒の危険性のあるブロック塀。
改善：県の定める緊急輸送路（国道135・136号線、県道414号線）に面するブロック塀。



撤去

【補助金額】

工事費と「8,900円×長さ(m)」を比較して安い額の2分の1 上限100,000円

改善

【補助金額】

工事費と「38,400円×長さ(m)」を比較して安い額の2分の1 上限250,000円

その他の住宅関係制度

- ・ **がけ地近接危険住宅移転事業**
がけ地等に近接している危険住宅の移転を実施する住民に対する補助制度です。
- ・ **建築物アスベスト改修事業（事業期間：平成28年度末まで）**
アスベストの含有分析調査、除却等に対する補助制度です。
含有分析調査（補助率10/10、上限250,000円） 除却等（補助率2/3、限度額は面積による）

防災かわら版



住宅の耐震化、家具の転倒防止をされていますか

平成28年4月14日に発生した熊本地震では、昭和56年の新耐震基準以前に建てられた家屋を含め、多くの家屋が倒壊し、倒壊した家屋の下敷きになるなどして、沢山の方が亡くなられました。

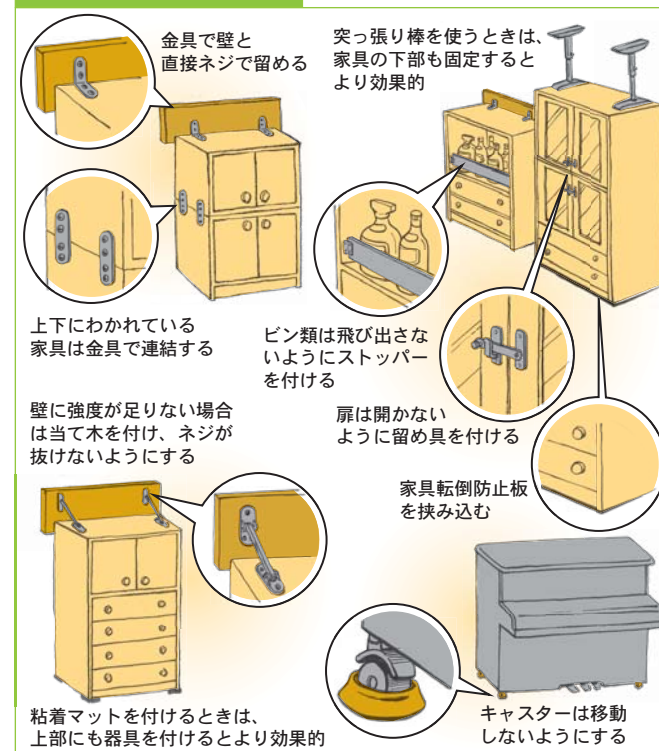
家屋の倒壊や家具の転倒を防ぐことは、命を守るためだけでなく、発災後の迅速な避難のためにもとても重要です。下田市では、木造住宅の無料耐震診断や耐震補強工事助成制度を受け付けています。また、耐震補強工事には多くの費用が掛かるため、より安価で住宅の中に安全な場所を確保できる耐震シェルター設置への助成も行っています。住宅の耐震化等と合わせて、ご家庭の家具転倒防止も積極的に進めてくださるようよろしくお願いします。

無料耐震診断・耐震補強工事助成について

※左ページで詳しく紹介しています

建設課都市住宅係 ☎22219
耐震シェルターについて
地域防災課防災係 ☎41445

転倒防止対策の一例



防災訓練を実施します

6月13日から15日まで、須崎のグリーンエリア駐車場で自衛隊と米陸軍の合同防災訓練が実施されます。

訓練期間中には、ヘリコプターの離発着や関係車両の往来があるため、訓練時の安全確保を目的に、駐車場の入場規制を行います。御理解と御協力をお願いします。

問合せ先
地域防災課防災係 ☎41445

支えあい、支えあう「年金」ってとっても大事



年金額改定通知書

年金振込通知書とは

4月から改定された新年度の年金額の総額をお知らせするものです。

平成28年度は全部でどれだけの年金が支給されるのかが、示されたものです。

年金振込通知書

支払月（基本的には偶数月）それぞれの月に支給される年金支払額などをお知らせするものです。

6月初旬に届きます

既に、「年金額改定通知書」や、「年金振込通知書」が届いている方もいると思います。平成28年度に支給される年金額が記載されており、ご確認ください。

なぜ6月なの？

平成28年度の年金額なのに、なぜ3月や4月に通知が届かず、6月なのかと疑問に思われる方もいらっしゃるかもしれません。

これは、4月に支給される年金は「4月、5月分」の年金ではなく、「2月、3月分」の年金だからです。6月に支給される年金が「4月、5月分」と、新年度の年金額になるので、毎年6月初旬に新年度の通知が届きます。

年度途中で通知が来ることも

遺族年金を受給することになった場合や、健康保険税（料）を特別徴収（年金天引き）している場合に、保険料の変更があった場合など、支給される金額に変更があった場合、通知が届きますので、その都度ご確認ください。

また、インターネットを使用できる環境にある場合は、「ねんきんネット」でいつでも受給する年金額を確認できますので、ご利用ください。

問合せ先
市民保険課国保年金係
(窓口) ☎23922